

令和7年度 名古屋市交通局駅構内店舗の出店仲介者募集要項

令和8年2月
名古屋市交通局

I 募集概要

1 趣旨

名古屋市交通局（以下「当局」という。）は、地下鉄駅などをご利用のお客様（以下「乗客」という。）の利便性向上及び資産の有効活用による収入の拡大を図るため、地下鉄駅などの多くの乗客にご利用いただいている立地上の利点を活かし、構内店舗（以下「店舗」という。）の設置などに積極的に取り組んでいます。

この度、店舗の常時募集における出店仲介者（以下「仲介者」という。）について募集するものです。

2 出店仲介者

仲介者には、当局の施設内における空き店舗区画に関して、賃貸条件の提案、空き店舗区画の入居希望者に対する紹介及び説明を行っていただきます。

仲介業務は、別の仲介者に重ねて依頼する場合がありますのでご承知おきください。

3 仲介者の業務

具体的な業務は、別表1に記載の内容です。

別紙の「名古屋市交通局駅構内店舗出店者募集要項」について、入居希望者に説明を行い、出店の意思があることを確認してください。

4 賃貸借の目的物件

別表2のとおりとしますが、目的物件が契約の成立等により変更があった場合は、その都度別表2を変更するものとします。

5 応募資格

宅地建物取引業の免許を、国土交通大臣又は愛知県知事から交付されていること。

ただし、次のいずれか一つにでも該当する事業者等は、応募することができません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (3) 次のア～カのいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者。
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかにより一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(4) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除きます。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者。

(5) 本募集の応募受付期間の間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市交通局における公有財産売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年4月1日施行・最終改正平成28年6月27日）に基づく排除措置を受けている者。（以下「排除措置対象者」という。）

6 書類の提出

以下の書類（各1部）に必要事項を記入し、応募書類提出先に提出してください。

通番	提出書類の名称〔様式〕	記載要領等
(1)	誓約書	応募者の名称、代表者名を記入してください。
(2)	法人役員に関する調書〔様式2〕	記載例にならい記入してください。
(3)	宅地建物取引業者の免許証の写し	
(4)	法人登記事項証明書	履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの又は電子データ）
(5)	決算報告書	会計原則に従った、最も至近の公式のもの（純資産、負債、経営利益、売上高のわかるもの）

※ 代表者名等すべての記載事項は法人登記事項証明書を参考にご記入ください。

7 契約期間

仲介者の契約期間は契約締結日から令和9年3月31日までとします。

8 報酬について

仲介者が当局に入居希望者を紹介し、目的物件の契約が成立した場合、目的物件の1か月分の賃料に相当する金額（別表2参照）を成功報酬として受け取ることができます。

ただし、紹介いただいた後に、交通局との契約が成立しなかった場合には、報酬の支払

いはありません。

9 契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合には、局は、本契約を解除することがあります。

- (1) 仲介者から本契約の解除について申し出があったとき。
- (2) 仲介者が著しく局の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し又は事務を停滞させるような行為があったとき。
- (3) 仲介者の所在不明又は経営放棄があると認められるとき。
- (4) 仲介者が解散又は任意整理を開始したとき。
- (5) 公租公課の滞納又は保全差し押さえの事実が判明したとき。
- (6) その他仲介者に重大な背信行為があったとき。仲介者が、次のア～カのいずれかに該当するときは重大な背信行為があったとみなします。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

10 応募書類の受付

- (1) 応募受付期間

令和8年2月27日～令和9年3月31日

- (2) 応募書類提出先及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（西庁舎10階）

名古屋市交通局 営業統括部 資産活用課 宛

TEL : 052-972-3910 (直通)

FAX : 052-972-3817

e-mail : jigyo-kaihatsu@tbcn.city.nagoya.lg.jp

※ 郵送する場合は、封筒に「出店仲介者応募書類在中」と記載してください。

※ 持参する場合は、平日の以下時間内で受け付けいたします。(電話等により、来庁日時を事前に調整してください)

受付時間：午前9時～12時及び午後1時～5時

(別表 1)

出店仲介者業務

業務内容	業務実施要領
(1) 物件の紹介	イ 空き区画のPRを行う。 ロ 必要に応じて、目的物件について、情報誌への広告等を行う。 ハ 入居希望者からの問合せ、入居希望者の来店等に対応して、目的物件の説明等を行う。 ニ 入居希望者からの現地内覧希望については、局と日程調整を行い、局が内覧の対応を行う。
(2) 入居者選定の補助	イ 賃料支払能力の確認等入居希望者に係る調査及び保証能力の確認等連帯保証人に係る調査を行う。 ロ 入居希望者に対し、最終的な賃貸借の意思の確認を行う。 ハ 上記調査の結果を局に報告を行う。
(3) 物件の改善提案	イ 入居希望者に紹介をし、賃借意思がなかった場合、その理由をヒアリングし、局に報告する。 ロ 目的物件について、局に対して年に一度、改善提案を行う。局からの求めがある場合は、対面にて行う。 ハ 目的物件の契約条件について、適切な助言及び提案を行う。